

おいしい狭山茶大好き条例 制定要旨

1 経緯

入間市にとって狭山茶は、重要な特産物であり産業であるとともに、狭山茶及び茶畑は市民の誇りとなっています。近年、日常的に急須で茶を淹れて飲む人は少なくなってきており、茶業の状況は厳しく、市内の茶業者は減少傾向にあります。その一方で、意欲的に狭山茶の生産や新しい商品開発に取り組む茶業者や、狭山茶と茶文化を残していきたいと活動する市民がいます。

国は、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的に「お茶の振興に関する法律」を制定しています。この法律により地方公共団体は、消費の拡大、輸出の促進、お茶の文化振興に必要な施策を講ずるよう努めるものとされています。

茶振興の条例は、お茶の主要産地である静岡県や静岡市、宇治市などで制定していますが、埼玉県内や狭山茶産地としては、入間市が初の条例制定となります。

当市においても、狭山茶振興を図る条例の制定は市民団体からも要望が寄せられており、市民が魅力とを感じる狭山茶の振興を図り、茶文化を後世へつないでいくため、本条例を提案するものです。

2 趣旨

狭山茶の主産地であることを全国へ周知し、市民の誇りとなっている狭山茶の振興を図り、茶文化を後世へつないでいくために必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

目的、定義、茶業者の役割、市民の役割、市の役割、みんなの役割、狭山茶の日

4 施行日

令和4年10月1日